

I 融資対象者など

1 推薦・あっ旋資金

このハンドブックに掲載してある融資制度は、最終的に金融機関から融資され、返済も当該金融機関へしていただきます。

従って、商工会で相談・申込をした後、金融機関で借用証書などの必要書類を作成していただきます。

また、融資の申込から実行までには、2～3週間必要です。

2 申込者の資格

地区内で、原則として1年以上継続して同一の事業を営んでいる中小企業者。

3 ご利用できない方

- ① 金融機関から取引停止の処分を受けている方
- ② 長野県信用保証協会の保証が受けられない方（市および県の融資制度）
- ③ 許認可等を必要とする業種で、これらを受けないで営業している方
- ④ 返済能力がなく、事業継続の見込みのない方
- ⑤ 税の滞納者
- ⑥ 公序良俗に反する行為または違法な行為を行っている方
- ⑦ 営業と家計が分離していない方
- ⑧ 商工会の推薦・あっ旋する融資制度を不正に利用したことのある方
- ⑨ 経営内容が投機的と認められる方

●中小企業者の範囲

業種	資本金	従業員数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業 又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
その他産業	3億円以下	300人以下

(資本金又は従業員数のどちらか一方が該当すれば対象となります。)

4 対象とならない主な資金使途

- (1) 生活資金（商工貯蓄共済融資制度を除く）
- (2) 他への転貸資金
- (3) 次の設備資金
 - ① 貸借対照表の固定資産に計上されないもの
 - ② 不動産のうち、先行投資的なもの、または過剰投資的なもの
 - ③ 既に支払を済ませたものや、設置取得済みのもの（詳細は、商工会にご確認ください）

5 保証人の資格

- (1) 独立の生計を営み、保証能力があり、税金を完納している県内居住者
- (2) 長野県信用保証協会の代位弁済による求償債務を負担していない方
- (3) 相保証は認められない